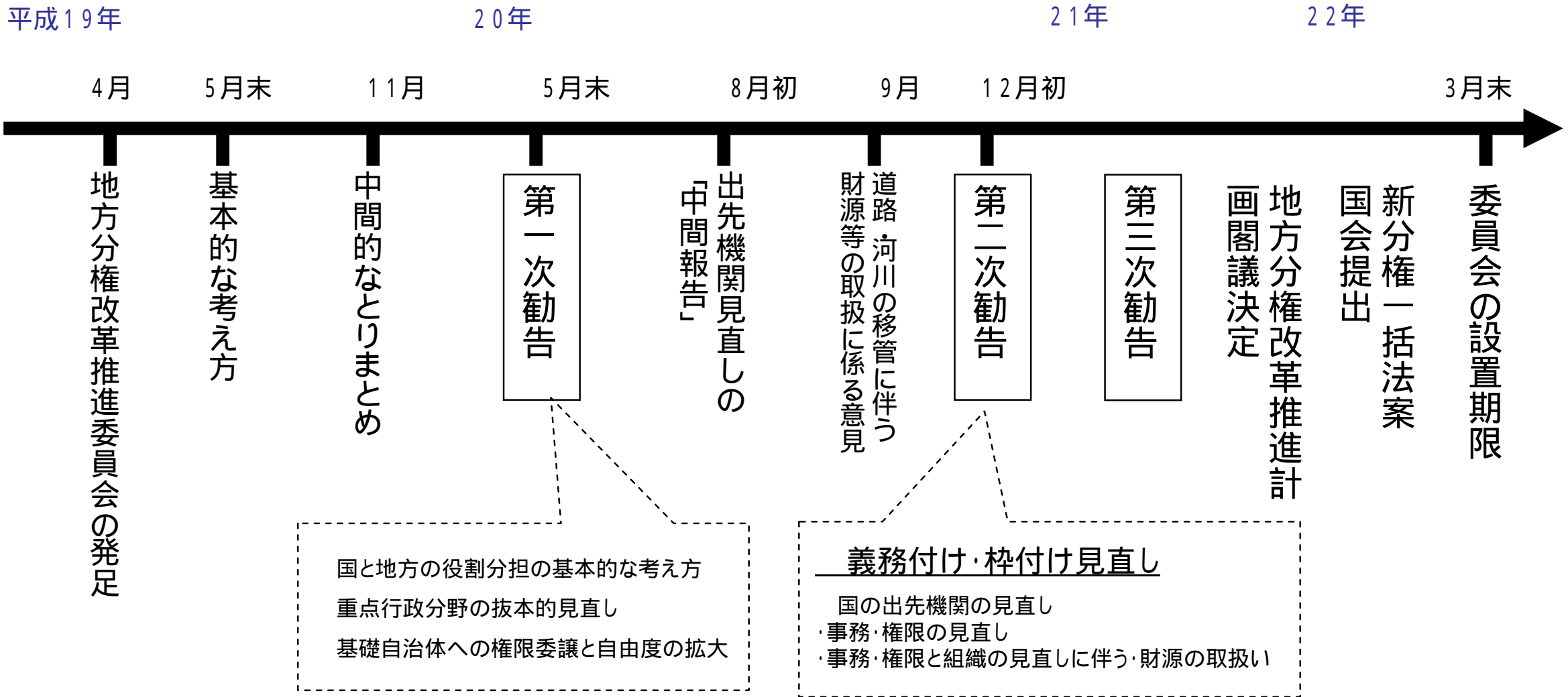


大都市圏制度に係る論点等(説明資料)

地方分権改革の推進

地方分権改革推進法(平成18年12月)に基づき、国と地方の役割分担や国の関与のあり方について見直しが図られており、現在、国が地方公共団体へ義務付け・枠付けを行っている事務等について、第3次勧告に向けて具体的に講ずべき措置の調査審議が進められている。



義務付け・枠付けの見直し

〔義務付け・枠付けの範囲設定〕

自治事務のうち、国の法令によって義務づけ・枠付けをし、条例で自主的に定める余地を認めていないもの(約1万条項)

〔見直し対象〕

存置を許容する場合のメルクマール()該当・非該当の判断
 該当・・・約51.8% 非該当・・・約48.2%

〔見直しの方針〕

メルクマールに該当しない条項については、 から の順序で見直すべき。
 廃止(単なる奨励にとどめることを含む。)
 手続、判断基準等の全部の条例委任又は条例補正(「上書き」)の許容
 手続、判断基準等の一部の条例委任又は条例補正(「上書き」)の許容

〔具体的に講ずべき措置〕

計画等の策定及びその手続について、 ~ に係る部分を含む場合、義務付けの存置を許容
 私人の権利・義務に関わる行政処分等の直接的根拠
 地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理
 基本的事項について市町村による一定の判断があることを直接的な根拠として都道府県が計画策定

次の ~ に係る部分を含む場合、内容の義務づけは存置を許容、策定の義務づけは単なる奨励へ移行
 法制度上、国の税制・財政・法政上の特例措置が講じられる計画策定

メルクマール

- ・地方自治体が私有財産制度、法人制度等の私法秩序の根幹となる制度に関わる事務を処理する場合
- ・補助対象資産又は国有財産の処分に関する事務を処理する場合
- ・地方自治体相互間又は地方自治体と国その他機関との協力に係る事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合 等

大都市圏制度に関する勧告の内容

第二次勧告においては、府県に対して義務付けとなっている建設計画や保全区域整備計画の策定等について、廃止等の見直しを行う必要があると指摘されている。

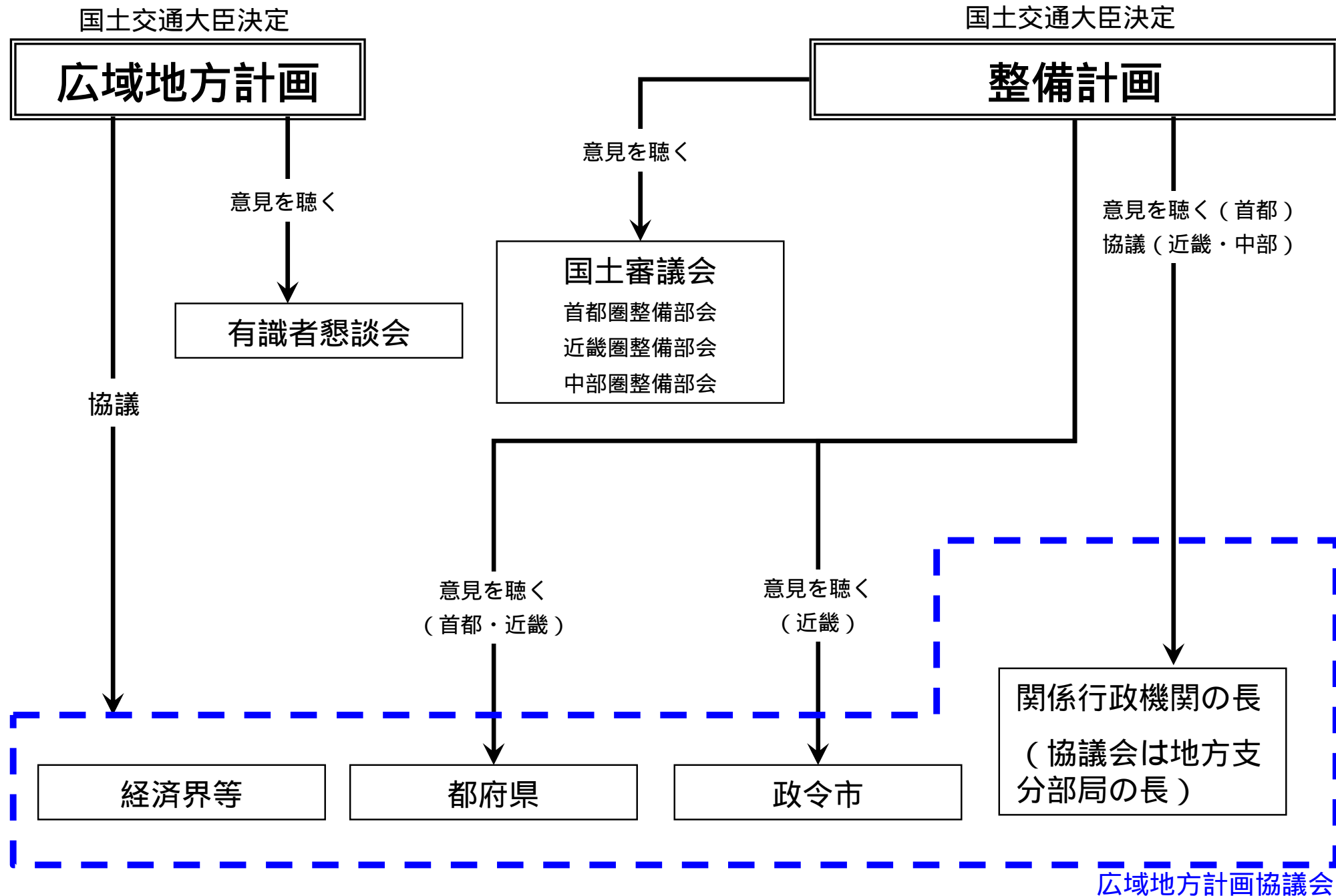
		首都圏	近畿圏	中部圏
ブロック計画	首都圏整備計画 近畿圏整備計画 中部圏開発整備計画	特になし (国土交通大臣決定)	特になし (国土交通大臣決定)	関係県の作成・提出義務を廃止すべき (関係県が案を作成し、国土交通大臣が決定)
協議会	中部圏開発整備地方協議会			協議会の設置義務を廃止すべき (関係県は協議会の設置が義務づけられている。)
建設計画	近畿圏都市整備区域建設計画・都市開発区域建設計画 中部圏都市整備区域建設計画・都市開発区域建設計画		関係府県知事の計画作成義務を廃止すべき (関係府県知事は計画を作成し、国土交通大臣の同意を得ることとされている。)	関係府県知事の計画作成義務を廃止すべき (関係府県知事は計画を作成し、国土交通大臣の同意を得ることとされている。)
保全区域整備計画	近畿圏保全区域整備計画 (近郊緑地保全区域が指定されていないもの) 中部圏保全区域整備計画		関係府県知事の計画作成義務を廃止すべき (関係府県知事は計画を作成し、国土交通大臣に協議することとされている。)	関係県知事の計画作成義務を廃止すべき (関係県知事は計画を作成し、国土交通大臣に協議することとされている。)
近郊緑地保全計画	首都圏近郊緑地保全計画 近畿圏保全区域整備計画 (近郊緑地保全区域が指定されているもの)	特になし (国土交通大臣決定)	関係府県知事の計画作成義務を廃止すべき (関係府県知事は計画を作成し、国土交通大臣の同意を得ることとされている。)	

三圏整備計画と広域地方計画との比較(法制面)

	首都圏整備計画	近畿圏整備計画	中部圏開発整備計画	広域地方計画
根拠法令	首都圏整備法(S31)	近畿圏整備法(S38)	中部圏開発整備法(S41)	国土形成計画法(H17)
目的	首都圏の総合的な整備	近畿圏の総合的な整備	中部圏の総合的な開発及び整備	一体として総合的な国土の形成 (= 利用、整備、保全)
対象圏域	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県 (1都7県)	福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 (2府6県) 福井県、三重県、滋賀県は重複	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県 (9県)	・首都圏(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県) ・近畿圏(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県) ・中部圏(長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県) ・北陸圏(富山県、石川県、福井県)
政策区域指定の方法	政令・国土交通大臣告示により指定 (首都圏整備計画には、政策区域の指定に関する方針の記載はない。)	既成都市区域は政令により指定、他は、近畿圏整備計画に基づき、国土交通大臣が告示することにより指定 (近畿圏整備計画には、政策区域の指定に関する方針が記載されている。)	中部圏開発整備計画に基づき、国土交通大臣が告示することにより指定。 (中部圏開発整備計画には、政策区域の指定に関する方針が記載されている。)	
政策区域	既成市街地 近郊整備地帯 都市開発区域 近郊緑地保全区域	既成都市区域 近郊整備区域 都市開発区域 保全区域 近郊緑地保全区域	都市整備区域 都市開発区域 保全区域	
リンクする主な法制度	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法 ・大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 ・農住組合法 ・特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法 ・都市鉄道等利便増進法 			

	首都圏整備計画	近畿圏整備計画	中部圏開発整備計画	広域地方計画
計画事項	<p>人口規模、土地利用の基本的方向 等</p> <p>既成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する事項</p> <p>宅地、道路、鉄道、飛行場、港湾等の交通施設、電気通信等の通信施設、公園、緑地等の空地、水道、下水道、汚物処理施設等の供給施設及び処理施設、河川、水路及び海岸、住宅等の建築物、学校等の教育文化施設 等</p> <p>交通通信体系又は水の供給体系を広域的に整備する必要がある場合の施設整備でそれぞれの根幹となるべきもの(特に必要と認められる首都圏の地域外にわたるものを含む。)</p>	<p>人口規模、土地利用の基本的方向 等</p> <p>近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域の指定方針</p> <p>産業基盤施設、国土保全施設、住宅及び生活環境、教育施設、観光施設その他の施設</p> <p>1. 交通通信網の幹線又は交通通信の拠点として広域的に整備する必要があるもの ・道路、鉄道・軌道、港湾、空港 等</p> <p>2. 国土の保全上重要なもの又は水資源の総合的な開発及び利用のために広域的に整備する必要があるもの ・河川、海岸保全施設、砂防設備、水道 等</p> <p>3. 広域的な見地から配置及び規模を定める必要があるもの ・工業用地、住宅用地及び公営住宅、(独)都市再生機構が建設する住宅その他の一団地の住宅、下水道、都市公園 等</p>	<p>人口規模、土地利用の基本的方向 等</p> <p>都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の指定</p> <p>次に掲げる事項で根幹となるべきもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路、鉄道、港湾、空港、運河等の交通施設及び通信施設 ・住宅用地、工場用地等の土地利用 ・水資源の開発及び利用 ・国土保全施設 ・住宅及び生活環境施設 ・公害の発生の防止に関する施設その他公害の防止に関する事項 ・教育文化施設 ・観光資源の開発、利用及び保全並びに文化財の保存 等 	<p>全国計画を基本として、当該広域地方計画区域における</p> <p>国土の形成に関する方針</p> <p>国土の形成に関する目標</p> <p>目標を達成するために一の都府県を超える広域の見地から必要と認められる主要な施策に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地、水その他の国土資源の利用及び保全 ・海域の利用及び保全 ・震災、水害、風害その他の災害の防除及び軽減 ・都市及び農山漁村の規模及び配置の調整並びに整備 ・産業の適正な立地 ・交通施設、情報通信施設、科学技術に係る研究施設その他の重要な公共施設の利用、整備及び保全 ・文化、厚生及び観光に関する資源の保護並びに施設の利用及び整備 ・国土における良好な環境の創出その他の環境の保全及び良好な景観の形成

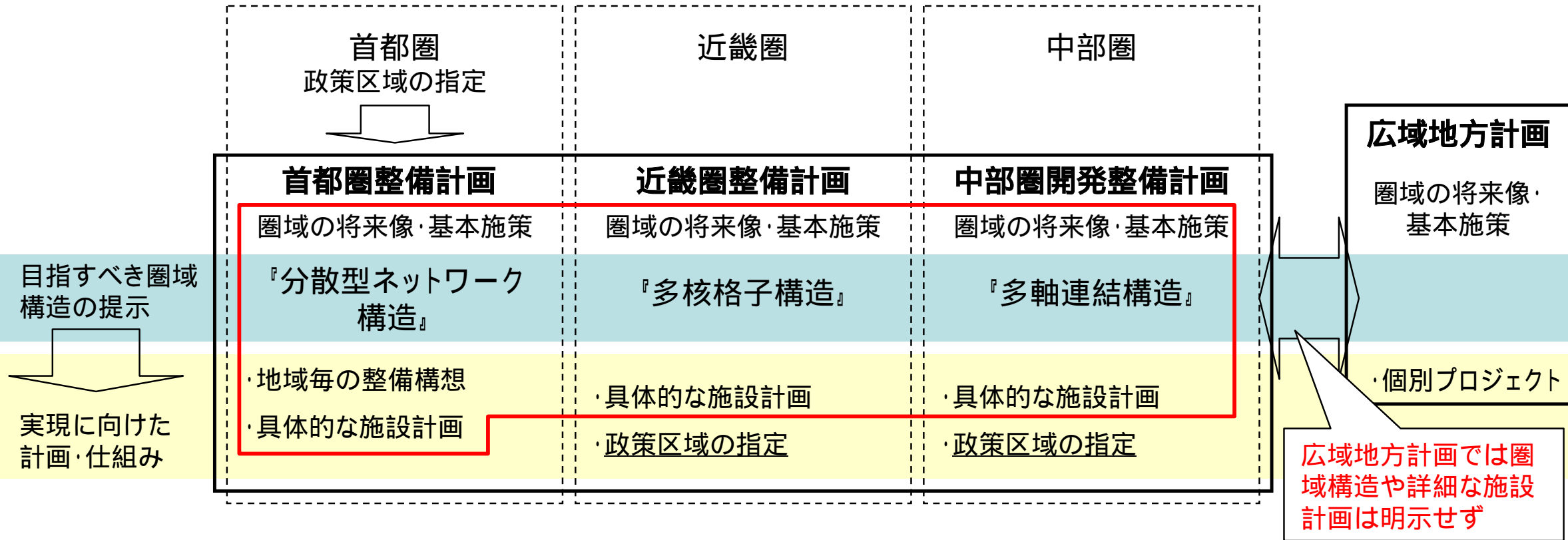
三圏整備計画と広域地方計画との比較(作成手続面)



中部圏開発整備計画は、県・政令市・議会の長等からなる「中部圏開発整備地方協議会」の調査審議を経て、関係県が案を作成

三圏整備計画と広域地方計画との比較(実態面)

三圏整備計画の記載事項と広域地方計画の記載事項には実態として以下のような差異が見られ、三圏整備計画は都市計画を始めとした各種計画の上位計画としての機能を有している。



(例) 都市計画と三圏整備計画との関係

都市計画区域マスタープランは「長期的視点に立った都市の将来像を明確にする」ものであり、これを定めるに当たっては、「広域的観点を確認するため、必要に応じ、隣接する都市計画区域や都市計画区域外の現況及び今後の見通しを勘案することが望ましい」(都市計画運用指針)とされている。圏域構造や詳細な施設計画が明示されている三圏整備計画が上位計画として寄与していると考えられる。

近畿圏・中部圏建設計画の概要

	近畿圏建設計画	中部圏建設計画
根拠法令	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律
計画の対象	近郊整備区域(4地区) 都市開発区域(6地区)	都市整備区域(1地区) 都市開発区域(13地区)
計画の期間	平成18年度から概ね5年間	
策定のプロセス	府県知事が作成し、国土交通大臣が同意	
計画の内容	区域ごとに ・整備及び開発の基本構想 ・人口の規模及び労働力の需給に関する事項 ・施設の整備に関する事項 等 につき大綱を定める。	

建設計画の効果

- ・府県に対する起債の充当率のかさ上げ・利子補給 ・適用期間停止
- ・市町村に対する負担率・補助率のかさ上げ ・適用期間停止
- ・施設整備の促進、資金のあっせんの努力
- ・国有財産の売払代金等の特約
- ・鉄道又は軌道の敷設等のための資金のあっせん(近畿のみ)

建設計画の具体例

大阪地区近郊整備区域建設計画

(平成18年7月)

作成主体:大阪府

目次構成

1. 計画の性格
2. 計画の対象区域
3. 計画の期間
4. 計画の基本的方向
5. 人口の規模及び労働力の需給に関する事項
6. 産業の業種、規模等に関する事項
7. 土地の利用に関する事項
8. 施設の整備に関する事項
 - (1) 宅地
 - (2) 交通施設 ←
 - (3) 公園緑地 ←
 - (4) 供給施設及び処理施設 ←
 - (5) 河川、水路、海岸、治山、砂防等
 - (6) 住宅 ←
 - (7) 教育文化施設・研究開発施設
 - (8) その他施設
9. 環境の保全に関する事項
10. 防災対策に関する事項

ア 道路

・本地区と他圏域とを連絡する広域幹線道路及び地区内都市間を連絡する幹線道路の整備を進める。

高規格幹線道路: 第二名神高速道路

地域高規格道路: 阪神高速道路(大和川線、淀川左岸線)、第二京阪道路 等

イ 鉄軌道

・国際文化公園都市モノレール(阪大病院前～東センター)については、同公園都市の開発熟度に併せた整備を進める。

・大阪外環状線鉄道(新大阪～加美～久宝寺)の整備を進める。 等

オ 空港

・関西国際空港については、我が国を代表する国際拠点空港として機能強化を図るため、二期事業については、施設整備を二本目の滑走路を供用するために必要不可欠なものに限定し、2007年限定供用に向けて整備を着実に推進する。 等

淀川河川公園の整備を進めるとともに、山田池公園(枚方市)、寝屋川公園(寝屋川市)、深北緑地(寝屋川市、大東市)等の都市基幹公園の整備を進める。 等

ア 水道

・安全で良質な水の安定的確保を図るため、大阪府広域的水道整備計画に基づき、市町村水道施設の整備や簡易水道施設の統合を進める。 等

ウ 下水道

・公共用水域の水質保全、市街地における浸水被害の解消等生活環境の改善を図るため、猪名川、安威川、淀川右岸等の各流域下水道事業を進めるとともに、市町村の公共下水道事業を進める。

・羽曳ヶ丘地区(羽曳野市)等の住宅建設、牧野駅東地区等における市街地再開発事業、庄内地区(豊中市)等における住宅市街地総合整備事業、新千里南町地区(豊中市)における優良建築物等整備事業を進める。

工業団地造成事業の概要と実績

1. 制度の概要

工業団地造成事業は、地方公共団体が施行者となる都市計画事業

近郊整備地帯(近郊整備区域)において計画的に市街地を整備し、また、都市開発区域を工業都市等として発展させることを目的

2. 法的効果

(1) 都市計画事業として施行

建築制限、収用権の付与、用地提供者に対する特別控除(譲渡所得から最高5,000万円まで)等が適用

(2) 不動産代位登記等の特例

(3) 税制上の特例措置

工業団地造成事業敷地の区域外から区域への事業用資産の買換えを行った場合、その譲渡益の一部について、課税繰延べの特例が認められている。

三圏の都市開発区域において、取得価額が8億円を超え、かつ増加雇用者数が50人を超える製造用設備に係る工場用敷地に対して、市町村は特別土地保有課税を課することができない。

工業団地造成事業の施行者が当該事業の用に供するために取得した土地についても特別土地保有税は非課税

(4) 造成敷地の譲受人に対する制限

譲受人は、工場の建設計画を策定し、施行者であったものの承認を受けなければならない。

工事完了公告の日の翌日から起算して10年間は、譲渡等を行うときは当事者が施行者であった者の長の承認を受けなければならない。

工業団地造成事業一覧

<首都圏> (平成20年12月末現在)

府県名	名称	所在地	施行者	区域	面積 (ha)	都計決定	事業年度	立地 企業数	
茨城	1 丘里	古河市	(独)都市再生機構	都市開発	116	S40.12.21	S41~S43	47	
	2 釈迦山	古河市	(独)都市再生機構	"	122	S40.12.21	S41~S43	19	
	3 柏原	石岡市	(独)都市再生機構	"	166	S41.12.8	S41~S47	41	
	4 鹿島臨海	鹿島市、神栖市	茨城県	"	2,683	S42.12.11	S42~S48	120	
	5 大生郷	常総市	(独)都市再生機構	近郊整備	69	S48.2.26	S47~S54	32	
	6 筑波北部	つくば市	茨城県	都市開発	128	S56.6.11	S56~S60	15	
	7 筑波西部	つくば市	茨城県	"	102	S56.6.11	S56~S61	13	
	8 つくばの里	龍ヶ崎市	(独)都市再生機構	近郊整備	90	S57.8.16	S57~S62	24	
	9 手子生	つくば市	(独)都市再生機構	都市開発	69	S60.5.20	S60~S62	24	
	10 大砂	つくば市	(独)都市再生機構	"	41	S61.8.14	S61~S63	11	
	11 常陸那珂	ひたちなか市	茨城県	"	86	H1.2.23	H1~H15	7	
	12 土浦北	土浦市	(独)都市再生機構	"	42	H2.2.26	H2~H7	10	
	13 阿見東部	阿見町	茨城県	"	65	H7.5.22	H7~H14	14	
	14 岩井幸田	坂東市	茨城県	近郊整備	85	H4.2.13	H4~H15	13	
栃木	15 宇都宮	宇都宮市	宇都宮市街地開発組合	都市開発	293	S36.11.1	S35~S41	112	
	16 小山	小山市	小山市街地開発組合	"	165	S39.6.15	S36~S50	28	
	17 御厨	足利市	足利市街地開発組合	"	49	S41.11.15	S38~S48	9	
	18 大月・助戸	足利市	足利市街地開発組合	"	34	S41.11.15	S38~S52	8	
	19 鹿沼	鹿沼市	(独)都市再生機構	"	133	S43.3.18	S42~S44	22	
	20 佐野	佐野市	(独)都市再生機構	"	111	S41.3.12	S40~S43	33	
	21 真岡第一	真岡市	(独)都市再生機構	"	175	S40.12.21	S40~S41	33	
	22 真岡第二	真岡市	(独)都市再生機構	"	131	S42.6.13	S42~S44	26	
	23 宇都宮清原	宇都宮市	宇都宮市街地開発組合	"	388	S47.3.1	S46~S51	39	
	群馬	24 大利根	大泉町	群馬県	"	57	S44.1.27	S43~S45	32
		25 太田西部	太田市	群馬県	"	106	S45.12.28	S46~S47	19
26 太田東部		太田市	群馬県	"	108	S50.7.8	S49~S50	4	
27 鞍掛		館林市、邑楽町、千代田町	群馬県	"	120	S53.9.9	S50~S53	8	
28 太田・大泉		太田市	群馬県	"	40	S61.11.14	S61~S62	2	
29 高崎東部		高崎市	高崎工業団地造成組合	"	20	S63.2.10	S63~S63	2	
30 館林東部		館林市	群馬県	"	53	H3.1.11	H2~H3	5	
31 鞍掛第三		邑楽町	群馬県	"	38	H5.6.1	H5~H17	13	
32 伊勢崎三和		伊勢崎市	群馬県	"	51	H5.6.1	H5~H12	14	
山梨		33 国母	甲府市ほか	甲府地区開発事業団	"	97	S43.9.4	S43~S53	28
		34 甲府南部	甲府市	甲府市	"	44	S62.12.9	S62~H6	21
神奈川		35 内陸伊勢原	伊勢原市	神奈川県	近郊整備	64	S43.11.1	S43~S46	64
	36 藤沢北部	藤沢市	神奈川県	"	54	S41.2.4	S40~S41	18	
	37 南足柄東部	南足柄市	神奈川県	"	20	H5.4.9	H5~H7	11	
千葉	38 十余二	柏市	千葉県	"	65	S42.12.1	S42~S46	21	
	39 野毛平	成田市	千葉県	"	74	S45.1.30	S44~S63	24	
埼玉	40 久喜菖蒲	久喜市ほか	埼玉県	"	166	S45.7.17	S43~S51	86	
	41 新郷(川口新郷)	川口市	埼玉県	"	20	S45.12.28	S45~S49	86	
	42 清久	久喜市ほか	(独)都市再生機構	"	69	S48.1.16	S49~S54	33	
小計	42 地区	-	-	-	6,609	-	-	1,191	

<近畿圏>

府県名	名称	所在地	施行者	区域	面積 (ha)	都計決定	事業年度	立地 企業数
京都	1 長田野	福知山市	京都府	都市開発	342	S44.3.26	S43~S51	42
	2 綾部	綾部市	京都府	"	136	S61.2.18	S61~H5	18
福井	3 福井臨海	福井市ほか	福井県	"	651	S47.3.15	S47~H22	60
	4 敦賀西部	敦賀市	敦賀市	"	20	H13.5.1	H13~H18	2
兵庫	5 北摂(工)	三田市	(独)都市再生機構	近郊整備	136	S45.12.18	S46~H13	42
	6 西神	神戸市	神戸市	"	275	S45.12.22	S46~H8	134
	7 西神第二	神戸市	神戸市	"	94	S58.9.27	S58~H9	49
	8 西神第三	神戸市	神戸市	"	137	H3.10.25	H3~H22	59
滋賀	9 米原南	米原市	米原市	都市開発	23	H19.3.14	H18~H21	
小計	9 地区	-	-	-	1,814	-	-	406

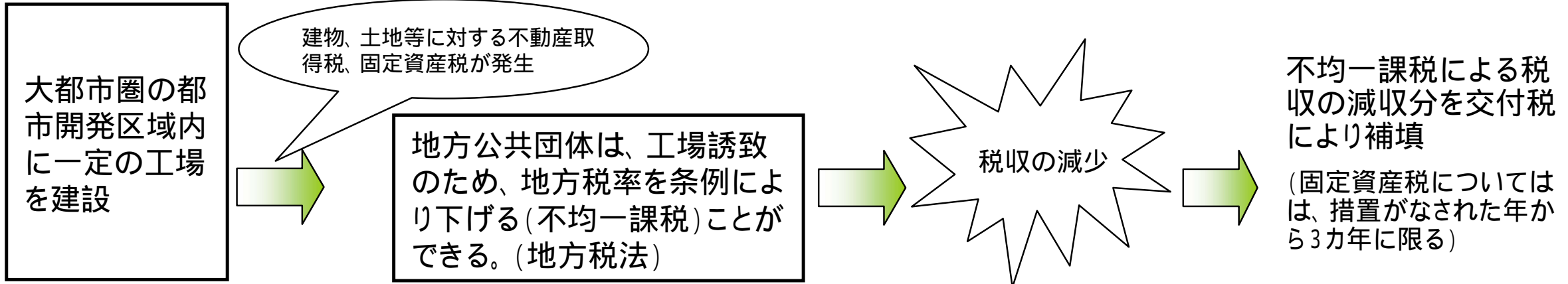
工業団地の整備に関する他の事業制度との比較

	工業団地造成事業	土地区画整理事業	開発行為(任意)
施行主体	地方公共団体	個人・組合・会社・地方公共団体・国土交通大臣・都市再生機構・地方住宅供給公社	-
エリア	首都圏:近郊整備地帯 都市開発区域 近畿圏:近郊整備区域 都市開発区域	都市計画区域内	都市計画区域内、準都市計画区域内では許可が必要
用地提供者への税制特例	譲与所得に係る5000万円控除	2,000万円控除(地方公共団体等に土地等を譲渡した場合) 代替資産取得の特例又は5,000万円控除(建物移転補償金・清算金を取得した場合等)	適用外
区域内立地に係る税制優遇	特定の事業用資産の買い換えについて、 (個人)譲渡益の一部を課税繰り延べ (法人)圧縮記帳	なし	なし

一般的に適用される制度として、所有期間が10年を超える事業用資産の買い換えについて、課税の特例がある。

都市開発区域に係る不均一課税の概要

都市開発区域における不均一課税に伴う減収補てん措置制度の概要



他の制度との比較

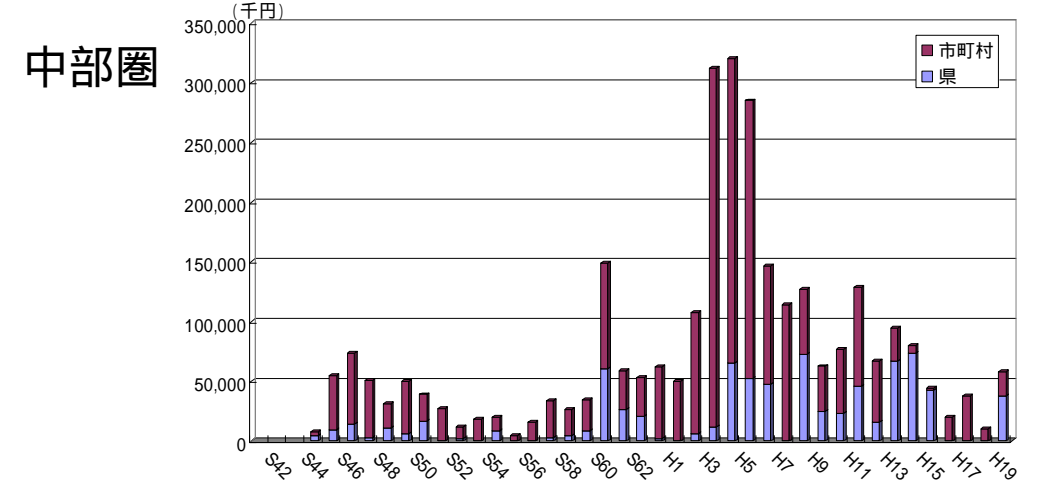
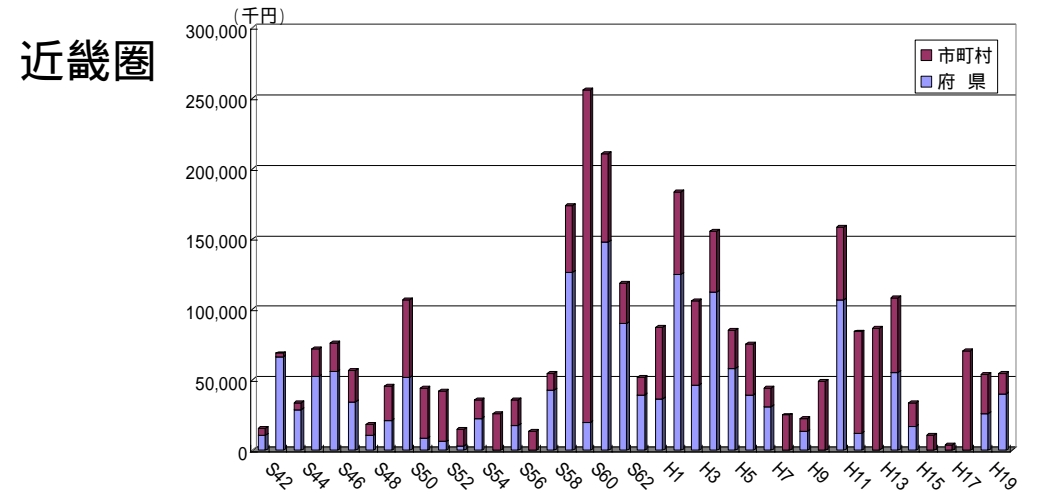
【都市開発区域に係る不均一課税】

- (対象エリア)
- ・近畿圏・中部圏の都市開発区域
 - (首都圏は、新規指定後5年以内のため、現在は対象外)
- (減収補填の対象)
- ・財政力指数が0.46未満の都府県、0.72未満の市町村
 - ・取得価額が10億円を超え、増加する雇用者数が50人を超える工場

【企業立地促進法に係る不均一課税】

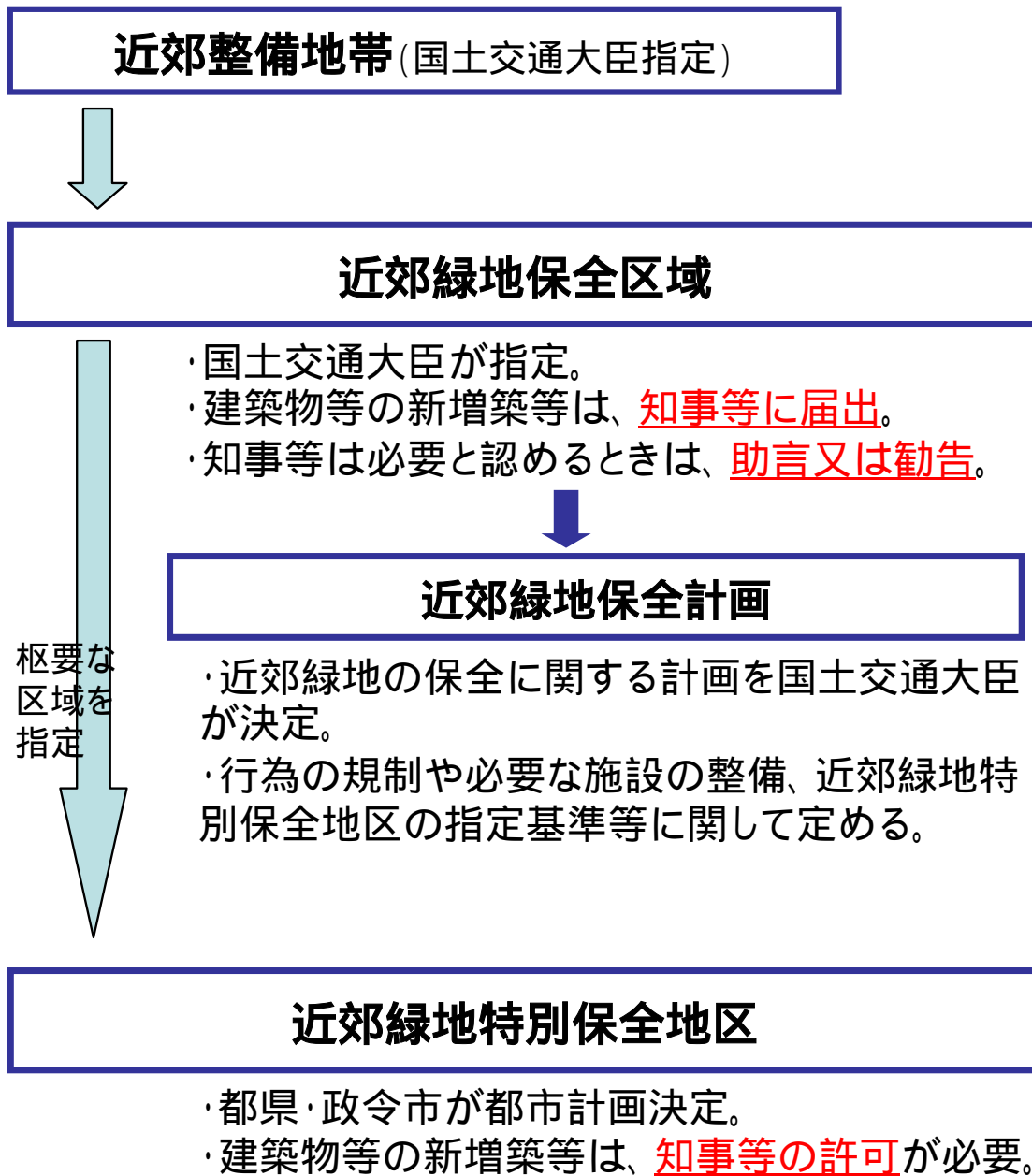
- (対象エリア)
- ・都道府県と市町村が共同で基本計画を作成し、同意を得た区域
- (減収補填の対象)
- ・取得価額が2億円を超える事業者(基本計画により定める指定業種に限定)

都市開発区域に係る不均一課税に伴う減収補てん措置の実績

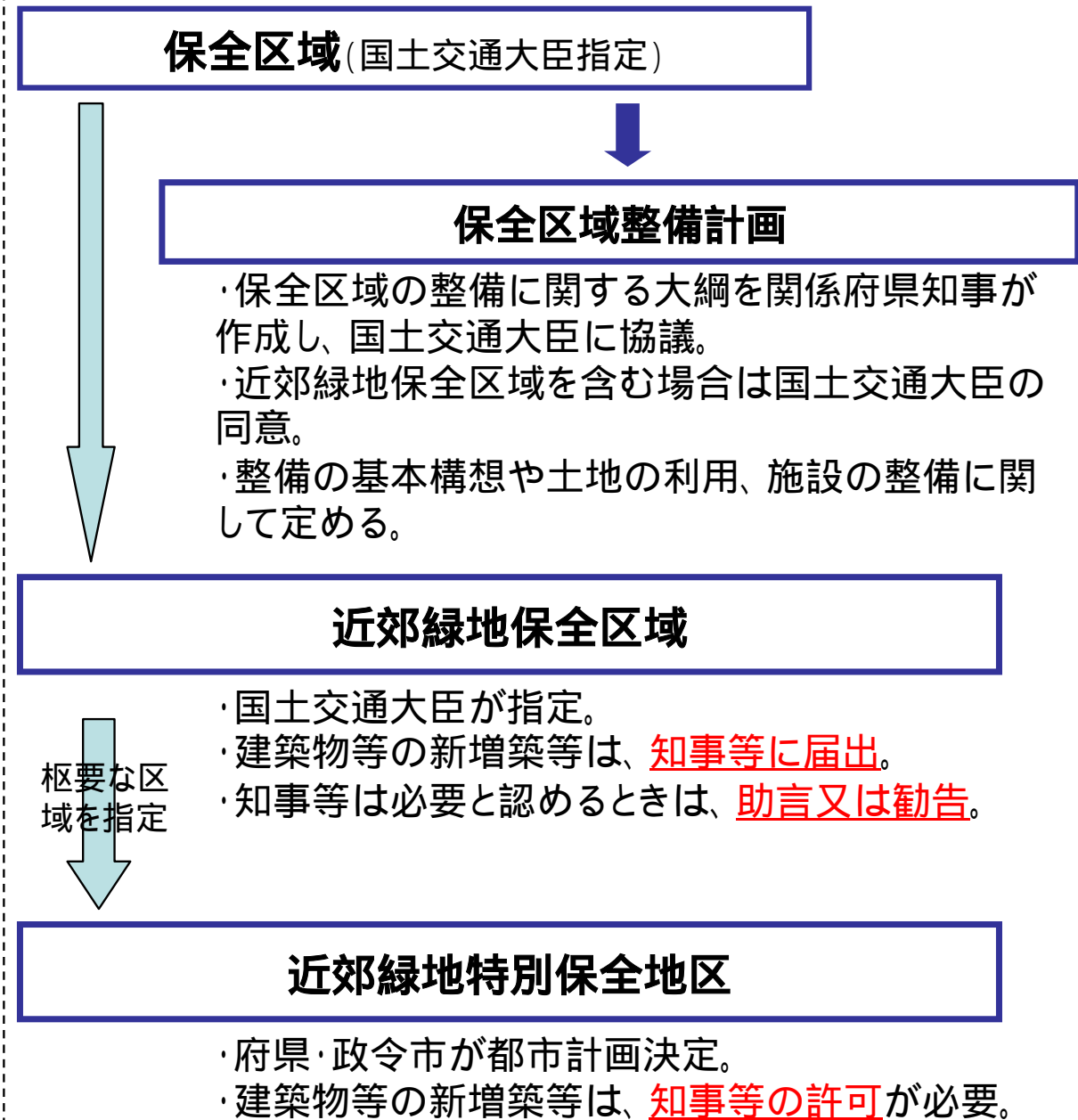


近郊緑地保全制度

首都圏 (根拠法: 首都圏近郊緑地保全法)



近畿圏 (根拠法: 近畿圏の保全区域の整備に関する法律)



近郊緑地保全区域の指定実績

首都圏近郊緑地保全区域

(H20.3末現在)

	箇所数	面積
近郊緑地保全区域	19区域	15,861ha
近郊緑地特別保全地区	9地区	758.7ha

【指定実績 略年表】

昭和42年 2月 武山 他9区域 新規指定
 昭和40年代 円海山・北鎌倉 他7区域 新規指定
 昭和52年 9月 円海山・北鎌倉 他1区域 区域変更
 平成17年 9月 小網代 新規指定
 平成18年 12月 円海山・北鎌倉 区域変更

近畿圏近郊緑地保全区域

(H20.3末現在)

	箇所数	面積
近郊緑地保全区域	6区域	81,212ha
近郊緑地特別保全地区	17地区	2,697ha

【指定実績 略年表】

昭和43年 2月 六甲 他4区域 新規指定
 昭和40年代 京都 新規指定、六甲 他5区域 区域変更
 昭和61年 7月 六甲 他1区域 区域変更
 平成9年 10月 六甲 区域変更

首都圏 近郊緑地保全区域における緑地の減少率 近畿圏

	区域 総面積	緑地等 面積率	減少率	備考
近郊緑地 保全区域	15,861 ha	約85% (2000年)	約2.4%	1974年(S49) 2000年(H12) ()
近郊整備 地帯	682,478ha	約56% (1997年)	約15.2%	1976年 1997年

	区域 総面積	緑地等 面積率	減少率	備考
近郊緑地 保全区域	81,212 ha	約95% (2001年)	約1.9%	1974年(S49) 2001年(H13) ()
近郊整備 区域	384,884 ha	約64% (1997年)	約12.9%	1976年 1997年

(一部区域内のデータが不完全のため推計値を用いて算出)

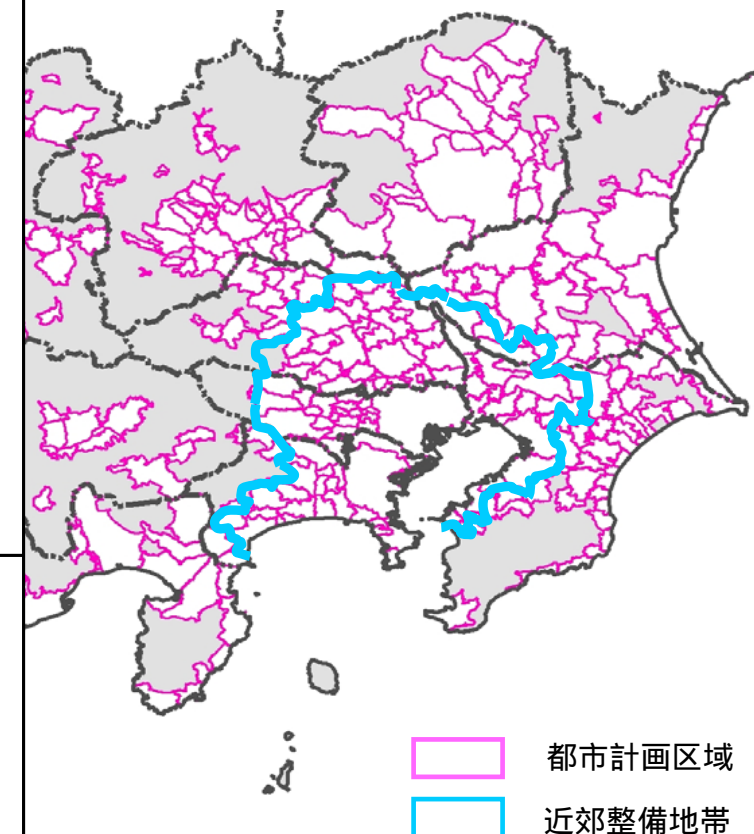
出典:「国土数値情報」などにより作成

近郊緑地保全制度と都市緑地法制度

近郊緑地保全制度と都市緑地法に基づく緑地保全制度の違い

区域	近郊緑地保全区域 近郊緑地特別保全地区	緑地保全地域 特別緑地保全地区
根拠法	首都圏近郊緑地保全法 近畿圏の保全区域の整備に関する法律	都市緑地法
指定目的	首都圏、近畿圏における住民の健全な生活環境を確保するため、大都市近郊の緑地について広域的かつ長期的見地から指定する。	個々の都市計画区域において、都市の良好な生活環境を確保するために必要な緑地について都市計画に定める。
指定主体	国土交通大臣 都府県(近郊緑地特別保全地区)	都道府県 市町村(10ha以下の特別緑地保全地区)
行為規制	<p>【近郊緑地保全区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の建築等について、知事等への届出。助言・勧告。 <p>【近郊緑地特別保全地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の建築等について、知事等の許可。 ・損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償する。 ・不許可の場合土地の買入れを申し出ることができる。 	<p>【緑地保全地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の建築等について、知事等への届出。禁止命令。 ・損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償する。 <p>【特別緑地保全地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の建築等について、知事等の許可。 ・損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償する。 ・不許可の場合土地の買入れを申し出ることができる。
指定実績	<p>【近郊緑地保全区域】</p> <p>25区域、97,073ha (平均 約3,882ha / 区域)</p> <p>【近郊緑地特別保全地区】</p> <p>26地区、3,455.7ha (平均 約132.5ha / 区域)</p>	<p>【緑地保全地域】</p> <p>指定実績なし</p> <p>【特別緑地保全地区】</p> <p>355地区、2,034.0ha (平均 約5.7ha / 地区)</p>

首都圏の近郊整備地帯と都市計画区域の比較



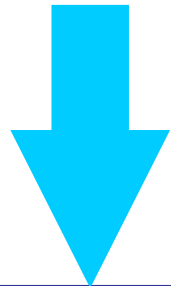
他の緑地保全に関する法制度の整理

区域名称	近郊緑地保全区域		歴史的風土保存区域	国立公園	国定公園	保安林
根拠法	首都圏近郊緑地保全法	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	自然公園法		森林法
指定目的	首都圏、近畿圏における住民の健全な生活環境を確保するため、大都市近郊の緑地について広域的かつ長期的見地から指定する		歴史的建造物と周辺の樹林地などの自然的環境が一体となった歴史的風土を保存するため指定する	優れた自然の風景地を保護し、その利用の増進を図るため指定する		水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため指定する
指定主体	国土交通大臣		国土交通大臣	環境大臣	環境大臣	農林水産大臣又は都道府県知事()
指定手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・関係地方公共団体意見聴取 ・審議会意見聴取 ・関係大臣協議 		<ul style="list-style-type: none"> ・関係地方公共団体意見聴取 ・審議会意見聴取 ・関係大臣協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係都道府県意見聴取 ・審議会意見聴取 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係都道府県申出 ・審議会意見聴取 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境大臣協議 ・審議会諮問 ・利害関係者の申請 ・事前通知・告示
関連する法定計画等	近郊緑地保全計画	保全区域整備計画	歴史的風土保存計画	公園計画	公園計画	指定施業要件
策定主体	国土交通大臣	関係府県知事	国土交通大臣	環境大臣	環境大臣	農林水産大臣又は都道府県知事()
行為規制主体	都府県知事		府県知事	環境大臣	都道府県知事	都道府県知事
規制の種類	届出・助言勧告		届出・助言勧告	届出・禁止命令(特別地域等:許可制)	届出・禁止命令(特別地域等:許可制)	許可制

() 民有林のうち国土保全の根幹となる重要流域にある流域保全のための保安林(水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林)及び国有林の保安林にあっては農林水産大臣、その他の民有保安林にあっては都道府県知事

保全区域の整備に係る制度

近畿圏整備計画・中部圏開発整備計画
(国土交通大臣決定)



保全区域
(国土交通大臣指定)



保全区域整備計画の作成

保全区域の指定に関する事項(近畿圏整備計画より抜粋)

- (1) 重要な文化財である建造物、伝統的建造物群、遺跡等を、それらを取り巻く自然環境と一体として保全する必要があると認められる地域であること。
- (2) 既成都市区域又は近郊整備区域の周辺であって、大都市の無秩序な拡大の防止、生活環境の保全又は住民のレクリエーションのために緑地を確保する必要があると認められる地域であること。
- (3) 国立公園、国定公園、府県立自然公園その他の自然景観、動植物等を保護し、又は観光レクリエーションに供する地域であって、計画的に保全し又は整備する必要があると認められる地域であること。

【保全区域の指定実績】(H20.3末現在)

	箇所数	面積
近畿圏	21区域	5,046km ²
中部圏	18区域	12,443km ²

根拠法令	近畿圏の保全区域の整備に関する法律 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律
策定のプロセス	関係府県知事が作成し、国土交通大臣に協議。(近郊緑地保全区域を含むものは要同意)
計画の内容	区域ごとに ・保全区域の整備に関する基本構想 ・土地の利用に関する事項 ・文化財の保存、緑地の保全又は観光資源の保全若しくは開発に関連して 必要とされる道路、公園その他の政令で定める施設の整備に関する事項 につき大綱を定める。

保全区域整備計画の概要

北摂連山区域保全区域整備計画 (大阪府・兵庫県)

1. 計画の性格 ←
2. 計画の対象区域
3. 整備の基本構想
 - (1) 概況
 - (2) 基本構想 ←
4. 土地の利用に関する事項
 - (1) 土地利用区分

エ . 文化財保存一般地区	オ . 生活環境保全緑地特別地区
ア . 自然保護地区	カ . 生活環境保全緑地一般地区
イ . 自然利用地区	キ . 一般保全地区
ウ . レクリエーション地区	
 - (2) 土地利用構想 ←
5. 施設の整備に関する事項 ←
 - (1) 防水、防砂又は林地の荒廃の防止のための施設等
 - (2) 公園
 - (3) 道路及び鉄道
 - (4) 宿泊施設等
 - (5) キャンプ場
 - (6) 水道、下水道及び汚物処理施設
 - (7) その他

近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づき、北摂連山区域保全区域の整備の基本構想、土地の利用及び施設の整備についての大綱を定めたもの。

(2) 基本構想

ア . 整備の基本的方向

近郊住民の健全な心身の保持・増進又は災害の防止を図るため、地域開発との調整、樹林地の荒廃防止等緑地の保全及び回復に努めるとともに、本区域の自然の多様な価値及び特性を活かした、より質の高い自然環境を創造する。

エ . 文化財保存一般地区

(ア) 紫雲山中山寺周辺

重要文化財十一面観音像を有する山中寺及び周辺樹林地を一体として保護、保全に努める。

本区域における文化財の保存、緑地の保全又は観光資源の保全若しくは開発に関連して必要とされる施設について、自然環境の保全に留意しつつ整備を進める。

(1) 防水、防砂又は林地の荒廃の防止のための施設等

ア . 防水施設

河川改修 槻並川

ダム 一庫ダム及び箕面川ダム

(2) 公園

箕面公園・摂津峡公園、五月山緑地、一庫公園

(3) 道路及び鉄道

イ . 鉄道 国鉄福知山線(複線電化)

等

